協働研究結果報告 第2回政策研究発表会

指定管理者施設の モニタリング等の 評価システムに 関する研究

筆 茂樹 特定非営利活動法人 参加型システム研究所 主任研究員

はじめに

の向上を図るとともに、 活用しつつ、住民サービス に移行する。「民間の能力を 年9月までに原則この制度 た「公の施設」は、平成18 それまで管理委託されてき 法改正によって導入され、 ある。平成15年の地方自治 委ねることができる制度で だけでなく民間事業者にも の管理運営を公共的団体等 治体が設置する「公の施設 指定管理者制度とは、自 けでなく全国の殆どの自治 体は制度の導入準備に追わ

ぼり、 導入済み・導入予定の施設 ある。これを解消し、サー との不安が市民には根強く 費の節減を図る」ことが導 となる。しかし、横浜市だ は評価システムの充実が鍵 ビスの質の向上をはかるに 減がサービスの低下を招く は合わせて821施設にの 入の目的である。横浜市で 「公共施設の民営化」となる。 民営化に対して、経費削 国内で最大規模の

うした中で、指定管理施設 究する機会がなかった。そ た。以下に本研究の概要を で協働研究として採択され 月の第2回政策研究発表会 ムに関する研究」(以下、 ニタリング等の評価システ 議に「指定管理者施設のモ 所は平成17年5月に横浜会 務であることから、当研究 て評価システムの構築が急 なる事態も懸念された。 管理運営の改善が不十分と の評価がおざなりとなり、 |本研究」)を提案し、同7 制度の本格実施をひかえ

立の重要性と緊急性が改め 地にあり、評価システム確 は横浜市だけでなく全国各 が管理運営するプール施設 施設だったが、指定管理者 た施設は従来型の管理委託 模で行われた。事故のあっ み野市の事故をきっかけに、 て確認されることとなった。 プール施設の点検が全国規 なお、最近、 埼玉県ふじ

と課題を把握するため、プ 査結果の検討等の議題につ やヒアリング)の設計、調 究に必要な調査(資料収集 を開催した。会議では本研 クトチームは計8回の会議 出席・同行した。プロジェ アリングには横浜市職員が ジェクトチームの会議・ヒ 研究であることから、プロ 照のため、他の自治体の指 ー、公園など施設の多様性 活動拠点、区民文化センタ 地域ケアプラザ、福祉保健 選定には、地区センター、 計8施設である。対象施設 管理者制度導入済みの施設 査を実施した。対象は指定 おける評価システムの現状 て積極的な議論を行った。 いて、横浜市職員をまじえ トチームを編成した。協働 定管理者施設として「よこ に配慮した。なお、比較対 ーで分担してヒアリング調 ロジェクトチームのメンバ また、指定管理者施設に

常的に利用してきた市民と 指定管理者施設を日 2 | 評価システムの全体像

有識者からなるプロジェク

について本格的に調査、 れ、評価システムのあり方

これを仮説として資料調査 システムの全体像(図)を三 たり、構築されるべき評価 題を把握することとした。 各々の評価手法の現状と課 とヒアリング調査を行い つの視点・方法で整理した。 当研究所は、本研究にあ

自己評価 行政評価 利用者評価

調査研究の概要

外部評価制度の導入例とし

すか市民活動センター」を、

るヒアリング調査も行った。 て静岡県公園緑地室に対す

1 態勢と経緯

当研究所は本研究を行う

映するため、

指定管理者が

定管理施設の管理運営に反

等の文書の提供を受けるこ を点検するため、指定管理 意見からニーズを発見し指 価手法で、利用者の要望・ 設の利用者を主体とする評 用者評価とは指定管理者施 とを中心とする。また、利 者から定期的に事業報告書 管理施設の管理運営の状況 体とする評価手法で、指定 横浜市(担当局・区)を主 このうち、 行政評価 とは

<u>o</u>kohama eeting

等を指す。そして、 価とは基本的には指定管理 するものである。 の管理運営を自律的に評 者を主体とする評価手法で、 のあり方を自問し、 設の理念から指定管理 自己評 自ら 価

実施する利用者アンケート

法は、主体、目 明確に区別してこなかった。 自治体や研究機関の評価シ を充実させることが指定管 大きく異なるが、それぞれ 確立に向けた論点を明確に のようにして評価システム 本研究の意義の一つは、 ステムは三つの評価手法を までの議論ばかりか、他の 理者制度にかかわる評価シ 整理したことにある。 欠である。ところが、従来 ステムの確立には必要不可 このように三つの評価 的、方法が

調査研究の結果

課題を整理した。 の評価手法の現状を検証し 通じて、以下のように三つ 料調査とヒアリング調査を プロジェクトチームは資

❶行政評

理者が作成し、 出 する事業報告書である。 行政評価 の中心は指定管 横浜市に提

> これによって、 否かを、 営の水準を満たしているか 様書等で定められた管理運 の選定基準、 横浜市が点検・評 協定・業務仕 指定管理者

係る経費の収支状況、 料金の収入実績、③管理に の他管理の実態を把握する 用状況、②使用料叉は利用 を求めることになっている。 に対して以下の事項の記載 の確保」のために指定管理者 ば、横浜市は「適正な管理 政システム改革課)によれ 成16年6月17日、総務局行 度導入に係る留意事項」(平 ①管理の実施状況及び利 ④ そ

明責任の観点から、関係部 は事業報告書の内容・分量 を代行させていることの説 わかった。施設の管理運営 理者施設の事業報告書を入 量に大きな差のあることが 設によって記載の内容・分 較検討した。その結果、施 手し、それぞれの内容を比 適切か否かを検証する必 (局・区・事業本部長) 本研究では複数の指定管

事業報告書の情報公開が不 十分な点にある。「指定管理 の最大の課題

> 載されている。 は公開とし、 目として明記し、 理状況の公開をチェック項 システム改革課)では、管 月21日改訂版、 エックリスト」 況の公開に努めます」と記 に提出する『事業報告書. 者制度導入手続におけるチ 施設の管理状 (平成16年6 総務局行政 「年度ごと

横浜市の「指定管理者

ともあり、 り組みである。しかし、制 掲載するにとどまっていた。 業報告書をホームページに は、環境創造局が公園の事 度導入の初期段階というこ の観点から必要不可欠な取 る。また、行政の説明責任 す競争を促す点で重要であ 現在の指定管理者間にお る管理運営の適正化をめざ るよう配慮する」とともに 際にも適正な競争がなされ 情報公開は、「次の公募 本研究の段階で

②利用者評

サービス全般にわたるアン に関するアンケートと施設 座・イベント等の個別事業 ケートの対象は講座・イ ケートに大別できる。アン を入手した。これらは、講 設における利用者評価の例 査を通じて、指定管理者施 ・卜等の参加者や施設の利 本研究ではヒアリング調

用 団

公開している例も少なくな ニュースレターや館内掲示 果はできる限り管理運営に 取り組んでいる。 設は利用者評価に積極的に い。すでに各指定管理者施 容やそれへの回答・対応を によって、利用者評価の内 反映しているという。 指定管理者によれば評価 (体) が 殆どだ また、 が、

が自らの評価手法を見直し 契機となる。後述する「指 他の類似施設における利用 れは、利用者評価にかかわ だろうか。 価情報の共有化ができない どの手段を通じて利用者評 より良いものに変えていく を知ることは、 者評価の内容、方法、結果等 の共有化は不十分である。 化にとどまり、 者の間における情報の共有 状は指定管理者施設と利 る情報の共有化である。現 定管理者ポータルサイト」な もちろん課題はある。 指定管理 他の施設と そ

ために必要な書類

受け容れ満足度を高めてい 難点を認識することも必 価も充実しているが、その 理者施設における利用者評 ていることもあり、 (顧客満足度)調査が流行し なお、社会的にもCS 利用者の苦情や意見を 指定管

実が欠かせない。 き場合もある。 性との間でこれを止揚すべ なく、ときには施設の公共 者評価を絶対視するのでは うようではいけない。 設の理念(公共性)を損な くことが、 後述する自己評価 各指定管理者施 そのために

利用

❸自己評価

の充

価と定義することとした。 自問する評価手法を自己評 念から管理運営のあり方を 自己評価としてきた。しか 定管理者自身が行うことを 利用者アンケート等を、指 や利用者評価に含めるべき べき施設のハード面の点検 たため、行政評価に含める 評価主体だけに着目して 定義している。 は異なる内容で自己評価を に整理することで、 し、本研究では、施設の理 本研究は三つの評価手法 従来までは 従来と

性も含まれる。 ていく施設の地域性や独自 等の中で表現される。これ 選定基準、 性)は各施設の設置条例 設であり、その理念(公共 (目的規定)、 指定管理者施設は公共施 係性を通じて醸成され 指定管理者と市民と 事業方針・計 指定管理者の 指定管理 画

<u>o</u>kohama eeting

課題解決のための

題解決につながる。

手法を確立させることが課 る。そして、評価の指標や ていくかが今後の課題であ 評価をどのように充実させ 取り組みが遅れている自己 組みは殆どみられなかった。 指定管理者の本格的な取り いるが、自己評価に対する

急務である。 政評価と利用者評価はそれ れらと比較して取り組みが 報の共有化という点で不十 分な点がある。そして、 なりに充実しているが、情 評価手法の開発・導入が の理念を指標とした新た れている自己評価は、 三つの評価手法のうち行 このように概括でき 調査研究の結 施

> る。これに基づき、当 つの政策提案を行った。 所は本研究の中で以下の二 研 究

どれ

だけ近づいたのか、どうす たい」という思いに、 が抱く「こんな施設であり

ることが、本研究で提起し れば近づけるのかを検証す

た自己評価の中核である。

ポータルサイトによる 報の共有化

1

の一つである。ホームペー 的に取り組んできた自治 する指定管理者施設の情報 連情報」というページを設 ジ上に「指定管理者制度関 に関する情報の公開に積 局によって異なるが、公募 る。公開する情報の内容は に関するリンクを張ってい る説明とともに各局が所管 け、指定管理者制度に関す できるようになっている。 など)を誰もが容易に入手 情報だけでなく選定情報 (選定の基準、結果、 しかし、指定管理者施設 横浜市は指定管理者制 、議事録

こで、事業報告書等の行政 評価情報や利用者アンケー 極的な情報公開となる。そ 今後の課題は評価情報の積 公募・選定から実施・評価 い。指定管理者制度自体も トの構築を提案した。 ンクを張ったポータル へと段階を移しているため、 利用者評価情報にリ

●指定管理者制 総合情報窓口

案したのだ。 でのモデルとすることを提 報公開に関する全国レベル 充し、指定管理者制度の情 その内容を市民の視点で拡 ポータルサイトの一つだが 定管理者制度関連情報」も なものである。 着ける総合情報窓口のよう って知りたい情報にたどり こにアクセスすれば順を追 ポータルサイトとは、 現行の「指

項目から構成される。 このサイトは以下の4つの ネット上に仮設した。なお、 管理者施設」を、 ト試行版「よこはまの指定 できるよう、ポータルサイ さらに、 提案内容を実感 インター

①新着情報

②施設のある区から探す 設に関するニュースを掲載。 定管理者の情報を探す。 更新情報や指定管理者施 区の名前から知りたい指

発展途上と言わざるを得な

に関する評価情報の公開は

④情報の種類で探す

りたい指定管理者の情報を

施設の種類・所管局で知

③施設の種類で探す

選定過程資料、 評価など情報の種類で 事業報告

現 行 0) ポ 1 夕 ル サ 1

1

の切り口としているが、こ 市民や指定管理者にも利用 れを多角的にすることで、 は施設の所管局を情報検索 指定管理者制度関連情報

型の管理運営」に向けた具 確立するという形で、「協働 金等による自律的な運営を て指定管理者の会費・分担

こうしたポータル

を負っている。このことを 共施設の管理の代行をさせ ネット上の宿泊予約サイト サイトも横浜市のホームペ 重く見るならば、ポータル めて市民に対する説明責任 る側として、 要望を受け付ける掲示板 のように、利用者の感想・ 当である。一方、 ージ上に構築することが妥 自由で柔軟な取り組みには (評価情報)を掲載するなど 評価情報を含 インター

部分を補う管理運営のあり 混在というコンテンツの性 ころを活 リンクも張ってある。官民 者が保有する評価情報への 情報だけでなく、 ポータルサイトには行政 !かし、

しやすいデザインにした。

❷「協働型の管理運営」 の

では「協働型の管理運営」を の管理運営に関して、本研究 横浜市は指定管理者に公 サイト

内部の業務管理は行われて

業者内部の報告・連絡等の

によるミーティングや事

施設をみるかぎり、

施設職

リング調査の対象となった

かし、資料調査とヒア

民間主導が望ましい。

各々の得意なと 欠けている 指定管理

方が の立ち上げ支援による基盤 である。 整備を行い、第2段階とし 案制度等を活用して横浜 第1段階として協働事業提 協 働型の 本研究の 管 理運営 中では

報面 して記憶しておいてほしい。 業に接続する一つの試みと かく、協働研究から協働事 提案をしたが、採否はとも 沿って当研究所は協働事業 割となる。こうした提案に 期に限定され、その後は情 できれば、協働における横 体的なプロセスを示した。 市の資金面での役割は初 このようにうまく離陸が での支援が中心的な役

自己評価の充実 外部評価制度による

2

者がこれらに積極的に取り組 評価に関して、本研究で以下 立すると思われる。 むことで、評価システムは確 合わせて、横浜市や指定管理 た。前述のポータルサイトと の二つの基本方針を提案し 取り組みが遅れている自己

設 の設置条例 一本方針の第一は、 (目的規定 各施

<u>o</u>kohama

自己評価基準に基づく自主 得る自己評価基準をつくる 等の内容を加味して施設の 基本とし、事業方針・計画 的な運営の見直しをすすめ ことである。第二に、外部 と指定管理 価制度を導入・活用し、 域性や独自性をも評価し 者の選定基準を

●自己評価基準の策定

れる。 れる。 基準であれば、こうした硬 じた評価基準でないと、 チェンジすることも考えら 定管理者がそれをマイナー 課・区等が施設の種別に応 直性を回避できる。 じた評価基準を策定し、 が困難な場合は、 が望ましい。しかし、それ マイナーチェンジも可能な の有用性は著しく損なわ が自主的に策定すること 自己評価基準は指定管理 種別に応じた内容で、 地域性、 指定管理者施設の多 独自性に応 担当局・ 指

数値評価は一見すると客観 度を測る数値評価を採用せ こでは評価視点ごとに達成 について、こうした自己評 センターと地域ケアプラザ の基準例を提示した。そ なお、本研究では、 記述型の評価とした。 地

> が望ましい。 ることからも記述型の評価 発見)を提供するものであ 運営への"気づき"(課題 管理者に対して自らの管理 にすることではなく、 価(点数)の優劣を明らか 的な評価ができるようにし ることで、 なく評価の着眼点を記述 合も少なくない。そうでは 体の印象で点数をつける場 具体的な根拠がないまま全 が評価者の主観に委ねられ 的なようだが、 そもそも自己評価は評 根拠のある具体 指定

❷外部評価制度の導入

これを実現するのは容易で を持たせることとした。そ 自己評価に緊張感と客観性 外部評価制度の導入を提案 はない。そこで本研究では り組みが遅れている中で、 での自己評価である。しか 価制度の概要を提案した。 して、以下のように外部 への取り組みを促すともに、 管理者が自らの管理運営を 己評価基準を用いて、 以上のような記述型 指定管理者に自己評価 実際に自己評価への取 することが本来の意味 指定 主の自

原則としてすべての指定

ことから、

協定の内容を見

結局は評 ②評価軸 とが急務だからである。 り、指定管理者制度に対す 評価を通じた自己評価の充 常的に利用するため、外部 らの施設は多くの市民が日 区民文化センター等)に 福祉保健活動拠点、公園 区センター、コミュニティ 管理者施設とした。 る市民の信頼を確保するこ 実と管理運営の向上をはか かな導入が望まれる。これ け身近な市民利用施設(地 いては全施設における速 ハウス、地域ケアプラザ

③評価主体 指摘することも必要である。 ことが外部評価の意義でも 気づかない視点を提供する とした。一方、当事者では 度を位置づけたため、評 定管理者に対して積極的に 自己評価基準の過不足を指 あるので、外部評価団体は 基準は自己評価基準を基本 完・充実として外部評価制 本研究では自己評価の

外部評価団体として認定す 力・態勢を審査したうえで 対象に公募を行い、評価 ことを提案した。まず、市 価」も参考にして、 はNPO、企業、大学等を 横浜市が導入してい 祉サービスの第三者 以下 る 0 評

> 部評価を実施する。 価団体を選択・委託して外 は登録団体の中から外部評 る。その上で、 指定管理

とり

④協働型の運用

現場から乖離した評価を招 かることが望ましい。 とともに、評価視点の多元 ら乖離した評価を回避する 体等の参加を得て、 当課職員)、利用者、 の実施に際しては行政(担 管理者だけではない。評価 主体は外部評価団体と指定 運用を協働型ですすめてい が、これを強調しすぎると が外部評価の目的の一つだ 化による客観性の向上をは くことが望ましい。協働の くおそれもある。そのため 評価の客観性を得ること 現場か 地域団

置づけが不明確であった。 システムについての検討が る。導入準備に追われ評価 価制度は必要不可欠である 適切な管理運営には外部 しかし、指定管理者施設 れる協定では外部評価の位 市と指定管理者の間で結ば 不十分だったこともあり、 管理者自身の負担で行われ 審査・登録を除いて指定 の導入は、外部評価団体 以上のような外部評 価 0

⑤協定の見直し

されている。

ることが望ましい。 管理者の義務として明記す 直し外部評価の実施を指

おわりに

否が決まると考える。 されるかによって、 政策・事業にどれだけ反映 え方や提案が、今後実際の 策研究であり、 に紹介してきた本研究の考 横浜会議の協 以上のよう 働研究は その成

後の展開が楽しみである。 きな寄与をするだろう。 共サービスの民営化にも大 でなく始まったばかりの公 誤は、指定管理者制度だけ 評価システムを構築してい と知恵を合わせた協働型の そして横浜市民の深い経験 市職員の高い意欲と能力、 力はきわめて大きい。横浜 ステム確立の全国的な影響 理者施設をもつ横浜市にお くことを望む。その試行錯 国内で最大規模の指定 実効性の高い評価シ 今

理者第三者評価事業の導入 け、平成18年9月、指定管 に向けて、補正予算が計上 横浜市では、本研究を受